

(一社) 群馬県作業療法士会
賛助会員規定

(賛助会員)

第1条 一般社団法人群馬県作業療法士会定款第8条に従い、当法人の目的に賛同して、これを援助しようとする個人又は法人は、施行規則別記第1号様式の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て当法人の賛助会員となることができる。

(賛助会員の会費)

第2条 会費は法人：年額1万5千円以上（1口以上）、個人：年額8千円以上（1口以上）

(1)会費の納入は原則として、当該年度6月末日とする。

(賛助会員の特典)

第3条 賛助会員である個人及び法人は次の特典を受けることができる。

(1)作業療法に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等を行う場合には、当法人から指導、助言を受けることができる。

(2)当法人が発行する会員名簿に、事務所、営業所、電話番号を無料で掲載することができる。

(3)当法人が発行する機関誌に広告を掲載する場合は、掲載料金につき次の特典を受ける。

1口1割引

2口3割引

3口5割引

(4)学会時、無料にて機器展示を行うことができる。

(規則の制限)

第4条 この規則の変更は、理事会の決議によらなければならない。

附則

1.この規則は、平成8年4月10日より施行する。

2.この規則は、平成16年4月1日より一部改正により施行する。

3.この規則は、平成17年4月1日より一部改正により施行する。

4.この規則は、平成17年9月7日より一部改正により施行する。

5.この規則は、平成29年12月15日より一部改正により施行する。

6.この規則は、令和5年3月22日より一部改正により施行する。